



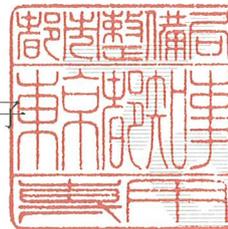
7都市建建第657号
令和 7年 8月20日

〒130-0022
東京都墨田区
江東橋4-29-13第2鈴勘ビル401

城東平安建設（株）

野口 誠旭 様

東京都知事 小池 百合子



一般 建設業の許可について（通知）

令和 7年 7月 24日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので
通知します。

記

許可番号	東京都知事 許可（般－7）第160764号
許可の有効期間	令和7年8月20日から令和12年8月19日まで
建設業の種類	

土木工事業
大工工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
舗装工事業
内装仕上工事業

建築工事業
とび・土工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和12年7月20日
(裏面の注意事項をお読みください。)

許可後の注意事項

1 許可について

許可の有効期間は5年間です。（許可のあった日から5年目の許可日に
対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が土曜日、
日曜日等の閉庁日であっても同様の扱いになります。）

2 変更届の提出について（建設業法（昭和24年法律第100号）第11条）

許可申請事項に変更があった場合には、その都度変更届を提出しなければなりません。

- (1) 決算変更届（毎事業年度経過後4か月以内）
- (2) 経營業務の管理責任者、専任技術者の変更届（変更後2週間以内）
- (3) その他の変更届（変更後30日以内）

3 許可の更新について（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第5条）

更新の申請は、許可の満了する日の2か月前から表面記載の書類提出期限（この日が閉庁日に該当する場合は、直後の開庁日）までに行ってください。